

2012年11月22日

第46回衆議院議員総選挙 政権公約に基づく活発な政策論争を望む

公益社団法人 経済同友会
代表幹事 長谷川 閑 史

急速に進む少子・高齢化、危機的状況にある財政、長引くデフレと雇用不安など、未曾有の危機に直面しているわが国において、今回の総選挙は日本の将来を決する分水嶺となる。各政党にはこうした危機意識の共有と将来に対する政治の責任を自覚することを求めたい。

経済同友会では、90年代の政治改革時より「政権公約(マニフェスト)で競う選挙」の重要性を訴え続けてきた。2003年11月の衆議院議員総選挙を機に実現した国政レベルの「政権公約選挙」は、今回の衆議院議員総選挙で7回目を迎える。本来、少なくとも基本政策において思いを一にする政治家の集団であるべき政党は、その基本政策の実現に向けて政権公約を明示することにより、政策論議がこれまで以上に深化し、政党による政策本位の政治が実現・定着することを期待する。

今回の総選挙は短期戦であり、各政党の政権公約の準備状況はさまざまであるものの、各政党が目指す中長期的な国家ビジョン・基本理念を掲げ、この枠組みの中で各分野における政策、特に当面の重要政策と優先順位を明確し、これらを国民との契約である「政権公約」として提示することに最大限の努力をしていただきたい。

また、公職選挙法の要件を満たす政党だけでも15(*)を越える政党が競い合う総選挙となったうえに、報道機関が平等原則に基づき選挙報道をしなければならないことから、政策論争が十分に深まらず、かつ各政党の政策の違いが分かり難くなることが予想される。国民が政策選択により一票を投じられるよう、各政党には政策を今まで以上に解り易く伝える努力を求めたい。

内政・外交ともに待ったなしの日本再生の分岐点における今回の政権選択選挙に際し、国民が主体的かつ責任をもって選択し一票を投じることができるよう、各政党による「政権公約に基づく活発な政策論争」が行われることを強く望む。

(*)11月22日時点で、総務省に届出されている公職選挙法上の政党要件を満たすのは以下の15政党である

(50音順)減税日本、公明党、国民新党、国民の生活が第一、社会民主党、自由民主党、新党改革、新党大地・真民主、新党日本、太陽の党、日本維新の会、日本共産党、みどりの風、民主党、みんなの党

・各党「政権公約」に求められる要件

1. 「政権公約」の内容：「国家ビジョン・基本理念」と「政策」の明示

「国の将来ビジョン・基本理念（どのような国づくりをするのか）」とそれに基づく「政策」を具体的に明示する。なお、「国のあり方」に関する基本政策（憲法、教育、安全保障など）についてはスタンスを明確にする。

具体的な政策項目においては、「目的・目標」、「優先順位」、必要に応じて、「手段（財源、法・規制）」、「工程表（ロードマップ）」を提示する他、「定量的目標値の設定」や「定期的な検証体制（PDCA サイクル）の構築」なども明記する。

2. 「政権公約」の実効性・実現性の担保

政権公約は「国民との契約」である。党首は政権公約の最高責任者として、その公約実現にコミットメントする。

選挙に臨んでは、党内の政策一元化を図り、各政党の公認候補者は政権公約を必ず遵守する。

衆議院議員総選挙後、連立による政権運営を行う場合には、選挙前に政党間の政策協定のみならず、連立政権公約をも国民に提示する。

国民に選ばれた政権は、政権公約実現に向けた強力な運営体制（縦割り行政を排除するための内閣における国家戦略本部設置など）および政府・与党が一元化した運営体制を構築する（党政調会長の重要閣僚への起用や、党部会長など政策担当責任者の閣僚・内閣総理大臣補佐官への起用など）。

政権与党は、環境変化など諸事情により政権公約の修正・変更を余儀なくされた場合には、国民に丁寧な説明をするなど透明な手続きを経て行う。

3. 有権者である国民は政権公約の選択による投票行動を

有権者は、国民の権利と義務という認識をもって、主体的に選挙に参加する必要がある。岐路に立つわが国の将来のあり方を決める重要な選挙であることを自覚し、各政党の政権公約を吟味・熟慮して投票に臨むべきである。国民の政治不信は根強いが、さりとて政治が機能しない限り国難の克服は望めない。したがって、どの政党がその任に応えられるかを、国民一人ひとりが熟慮・検証し、選択を行うことを期待したい。

・各党「政権公約」に明記すべき国家ビジョンと重要政策について

長きにわたる日本経済社会の停滞を打破し、将来に向けて明るい展望を切り拓くためには、まず、国家ビジョン・基本理念（国のあり方）とそのための国家戦略と実現のための政策を策定し、国民に「政権公約」として提示することが重要である。

われわれは、今回の総選挙において、各政党の「政権公約」で論点とすべき重要政策を以下に掲げる。

【「政権公約」に明記すべき項目】

国家ビジョン・基本理念（中長期的に目指すべき日本の経済社会）

経済、財政、受益と負担、外交、憲法などに対する基本理念と方向性・将来像

重要政策の諸課題

1. 国家運営（統治機構）の再構築について

- (1) 国会（立法府）と政治改革のあるべき姿と具体策
 - 選挙制度改革（特に定数削減）のあり方
 - 政党政治のあり方（二大政党制、多党制）
 - 国会両院の議決が相違した場合の国会審議のあり方
 - 参議院のあり方
 - 政党ガバナンスのあり方（綱領、人材育成、政治資金など）
- (2) 行政（行政府）改革と国家公務員制度改革のあるべき姿と具体策
 - 内閣主導と省庁横断的な行政のあり方
 - 効率的で透明性の高い行政のあり方
 - 政官および官民の関係を踏まえた国家公務員制度改革のあり方
 - 郵政改革、高速道路改革、独立行政法人改革のあり方
- (3) 国と地方の関係：地域主権・道州制のあるべき姿と具体策
 - 地域主権における地方政府のあり方（歳出・歳入の姿）と地域成長戦略
 - 国から地方への権限・財源・人材の移譲の具体策と工程表
 - 税財源配分の見直しなど国と地方の新たな関係のあり方（地方交付税改革、新たな財政調整、地方税のあり方（消費税基幹税化）など）

道州制導入の基本的考え方と工程表（道州制推進法（仮称）など推進の具体策、広域自治体と基礎自治体の再編の考え方など）

（４）外交・安全保障の基本的考え方と具体策

日本の外交・安全保障のあり方（一元化・機能強化など外交体制、国家安全保障会議設置など安全保障体制、日米同盟のあり方と集団的自衛権の行使の是非）

アジア太平洋地域の平和と繁栄への参画のあり方（領土問題など紛争予防・解決、TPP・FTAAPなど地域経済連携、対中・対口関係のあり方）

世界の平和と繁栄への参画のあり方（国連PKO活動への参画、政府開発援助のあり方）

2．経済成長戦略

（１）経済政策・成長戦略の基本的考え方・全体像と具体策

（理念、目標、施策、優先順位、予測効果、財源、工程・後工程）

新たな成長分野と産業構造改革のあり方

構造改革に関する基本的考え方と規制改革・競争政策の推進の具体策

経済政策・成長戦略の司令塔機能のあり方（国家戦略会議、経済財政諮問会議）および関連省庁の連携を高める体制（横断的組織体制）のあり方

（２）日本企業の国際競争力強化施策に対する基本的考え方と具体策

多角的自由貿易体制の確立：TPP、EPA、FTAに対する考え方、

特にTPP協定交渉参加の是非

インフラ輸出など官民連携のあり方

企業の国際競争力の観点からのエネルギー政策のあり方

円高是正、通貨政策のあり方

国際競争力の観点からの法人税課税（法人税減税）のあり方

世界最先端の技術（特に基盤技術）を活用したイノベーション創出のための戦略・支援のあり方（司令塔機能、予算、新陳代謝・競争原理による開発、新規事業・起業促進）

（３）内需拡大・国内産業政策に対する基本的考え方と具体策

中小・零細企業活性化策のあり方

（中小企業金融円滑化法失効後の中小企業支援政策）

自由競争による新陳代謝の促進と規制のあり方

立地競争力強化の具体策

農業、医療・福祉などにおける効率化・産業化のあり方

サービス産業活性化のあり方

- (4) 経済政策運営に対する基本的考え方と具体策
 - 金融政策のあり方（特に日本銀行と政府の関係）
 - 財政規律を歪めない経済政策のあり方

- (5) 競争力確保に向けた雇用・人材戦略の基本的考え方と具体策
 - 成長戦略と人的資本戦略に関する基本的考え方
 - 安心して子供を育てられる社会のビジョンと少子化対策のあり方
 - 日本人の労働人口増加のための施策の基本的考え方と具体策(女性、高齢者)
 - 人材ダイバーシティ戦略のあり方(女性、外国籍人材、高齢者、若年者)
 - 日本人のグローバル化戦略のあり方
 - 国際戦略としての大学改革のあり方(高等教育機関の財政基盤強化・大学等奨学金事業の具体策)

3. 財政政策・社会保障政策

- (1) 持続可能な財政と活力ある経済社会を支える税制のあるべき姿と具体策
 - 新たな財政規律・目標のあり方と具体策・工程表【財政再建の道筋の提示】
 - 国民負担率のあり方(受益と負担)
 - 予算制度改革(予算編成・予算執行チェック)のあり方
 - 歳出抑制・削減の具体的な施策のあり方【歳出改革】
 - ・行政支出の見直し/公共事業費、社会保障費のあり方/特別会計のあり方
 - 活力ある経済社会構築のための税制のあり方【歳入改革】
 - ・所得課税、資産課税、消費課税、法人課税などのあり方
 - 特に消費税増税とその用途に対する考え方
 - 番号制度の導入の基本的考え方と活用の具体策

- (2) ナショナルミニマムを保障する持続可能な社会保障制度のあるべき姿と具体策
 - 社会保障制度の基本理念と一体改革のあり方
 - 社会保障制度改革国民会議での具体的検討内容と運営のあり方
 - 社会保障給付費の抑制(給付見直し、自己負担引き上げ)、効率化のあり方
 - 社会保障における世代間・世代内格差是正のあり方
 - めざすべき社会保障制度のあり方(年金、医療、介護、生活保護などの制度および一体的運営)

4. 震災復興政策

- (1) 復興ビジョンの策定と復旧・復興の加速化の具体策
 - 東北全体のあり方と広域ビジョンの策定

市町村の広域連携のあり方（特に福島沿岸部における広域行政のあり方）
復旧・復興の加速化のあり方（特に、被災地復興に対するアプローチ、とりわけ産業育成、都市の再生および福島への対応）

（２）復興庁の機能強化：主導的な復興事業推進主体としての国のあり方

既存行政単位に捉われない最適な機能配置のあり方
効率的かつ包括的な事業プログラムの推進
復興予算と執行のあり方についての基本的考え方

（３）既存産業の高度化および新規産業創出の具体策

地域の基幹産業のイノベーションのあり方
地域のポテンシャル向上に資する研究開発型産業誘致のあり方

（４）住民コミュニティ主体のまちづくりの推進の具体策

公民連携の街づくりのあり方（緊急時のセーフティーネット、人的・組織間ネットワーク、ソフトインフラのあり方）
先進的なモデル事業の早期実施とそのあり方

5. エネルギー政策

（１）新たなエネルギー供給体制の構築

当面の電力の安定供給と原発再稼動および将来の原発政策のあり方
（既存の原発、燃料サイクル、今後の原子力技術開発に対するあり方）
2030年のエネルギー・ミックスと原子力および代替エネルギーに対する考え方（電力供給における安全確保と安定的供給およびエネルギーの安全保障を担保する電源構成のあり方）
電力料金を国際的に競争力のあるレベルに引き下げるための電力システム改革や再生可能エネルギーの導入支援のあり方

（２）地球温暖化対策への対応

わが国の温室効果ガスの削減目標（2020年までに1990年比25%減）に対する考え方
国内外での温室効果ガスの削減・吸収の推進のあり方

以上